

重要事項説明書

様

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム ぼんてん荘

当施設は介護保険の指定を受けています。

(介護保険事業所番号 0272500612)

当施設はご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをつぎの通り説明いたします。

※当施設の入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

目 次

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室の概要	1
4. 職員の配置状況	2
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	3
6. 守秘義務について	7
7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）	7
8. 残置物引取人	9
9. 苦情の受付について	9

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 松緑福社会
- (2) 法人所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢 130-23
- (3) 電話番号 0175-72-4700
- (4) 代表者氏名 理事長 木村廣正
- (5) 設立認可 平成4年1月30日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年3月16日指定青森県第0272500612号
- (2) 施設の目的 可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、日常生活の介護、相談及び援助、また、機能訓練や健康管理及び療養上のお世話をを行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう努める。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム ぼんてん荘
- (4) 施設の所在地 青森県上北郡六ヶ所村大字出戸字柵沢 130-16
- (5) 電話番号 0175-72-3886
- (6) 施設長 佐々木 薫
- (7) 当施設の運営方針 入所者老人の自覚と生命の尊厳を図りながら「和・協調・敬愛」を基本とし全職員が温もりのある介護、思いやりの真心をもって入所者の援助に当たり、安らぎと潤いのある日々が送れるよう、一人ひとり協力しあう。
- (8) 開設年月日 平成7年4月1日
- (9) 入所定員 70床

3. 居室の概要

(1) 室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	31室	従来型個室
2人部屋	13室	多床室
4人部屋	7室	多床室
合計	51室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	平行棒、USW（超短波）、低周波、滑車等
浴室	4室	特浴、中間浴、一般浴
医務室	1室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

《主な職員の配置状況》※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算
1. 施設長	1人
2. 介護職員	32人
3. 生活相談員	1人
4. 看護職員	4人
5. 介護支援専門員	1人
6. 機能訓練指導員	1人
7. 医師	1人(非常勤)
8. 管理栄養士	1人

《主な職員の勤務体制》

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	毎週水曜日 14:00～16:00
2. 介護職員	早勤 7:00～16:00
	日勤 8:00～17:00
	遅勤 10:30～19:30
	夜勤 17:00～ 9:00
3. 看護職員	早勤 7:30～16:30
	日勤 8:30～17:30
	遅勤 10:00～19:00
4. 機能訓練指導員	日勤 8:15～17:15

☆土日は上記と異なります。

5. 施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス利用料金（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常の9割が介護保険から給付されます。

《サービスの概要》

① 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 7:30～8:15

昼食 11:30～12:30

夕食 17:00～18:00

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきり、車椅子使用の方は機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 口腔ケア

- ・朝、昼、夕食後に口腔ケアを実施します。

⑥ 健康管理

- ・嘱託医や看護職員が、健康管理を行います。

⑦ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容がおこなわれるよう援助します。

《サービス利用料金（1日あたり）》（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金はご契約者の要介護度に応じて異なります。）

多床室

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	9割	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
	8割	4,712 円	5,272 円	5,856 円	6,416 円	6,968 円
	7割	4,123 円	4,613 円	5,124 円	5,614 円	6,097 円
3. サービス利用にかかる自己負担額（1-2）	1割	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
	2割	1,178 円	1,318 円	1,464 円	1,604 円	1,742 円
	3割	1,767 円	1,977 円	2,196 円	2,406 円	2,613 円
4. 居室の自己負担額		855 円	855 円	855 円	855 円	855 円
5. 食事の自己負担額		1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
6. 日常生活継続支援加算		36 円	36 円	36 円	36 円	36 円
7. 看護体制加算（Ⅰ）		4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
8. 看護体制加算（Ⅱ）		8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
9. 個別機能訓練加算（Ⅰ）		12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
10. 夜勤職員配置加算		13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
11. 栄養マネジメント強化加算		11 円	11 円	11 円	11 円	11 円
12. 認知症専門ケア加算（Ⅰ）		3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
13. 認知症専門ケア加算（Ⅱ）		4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
14. 自己負担額合計（3～13）×30日	1割	89,400 円	91,500 円	93,690 円	95,790 円	97,860 円
	2割	107,070 円	111,270 円	115,650 円	119,850 円	123,990 円
	3割	124,740 円	131,040 円	137,610 円	145,080 円	150,120 円

従来型個室

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金		要介護度 1 5,890 円	要介護度 2 6,590 円	要介護度 3 7,320 円	要介護度 4 8,020 円	要介護度 5 8,710 円
2. うち、介護保険から給付される金額	9 割	5,301 円	5,931 円	6,588 円	7,218 円	7,839 円
	8 割	4,712 円	5,572 円	5,856 円	6,416 円	6,968 円
	7 割	4,123 円	4,613 円	5,124 円	5,614 円	6,097 円
3. サービス利用にかかる自己負担額 (1-2)	1 割	589 円	659 円	732 円	802 円	871 円
	2 割	1,178 円	1,318 円	1,464 円	1,604 円	1,742 円
	3 割	1,767 円	1,977 円	2,196 円	2,406 円	2,613 円
4. 居室の自己負担額		1,171 円	1,171 円	1,171 円	1,171 円	1,171 円
5. 食事の自己負担額		1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円	1,445 円
6. 日常生活継続支援加算		36 円	36 円	36 円	36 円	36 円
7. 看護体制加算 (I)		4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
8. 看護体制加算 (II)		8 円	8 円	8 円	8 円	8 円
9. 個別機能訓練加算		12 円	12 円	12 円	12 円	12 円
10. 夜勤職員配置加算		13 円	13 円	13 円	13 円	13 円
11. 栄養マネジメント強化加算		11 円	11 円	11 円	11 円	11 円
12. 認知症専門ケア加算 (I)		3 円	3 円	3 円	3 円	3 円
13. 認知症専門ケア加算 (II)		4 円	4 円	4 円	4 円	4 円
12. 自己負担額合計 (3~10)×30 日	1 割	98,880 円	100,980 円	103,170 円	105,270 円	107,340 円
	2 割	116,550 円	120,750 円	125,130 円	129,330 円	133,470 円
	3 割	134,220 円	140,520 円	147,090 円	153,390 円	159,600 円

- ・疾患により療養食が必要な場合は 1 食 6 円加算されます。
- ・入所後 30 日間に限り初期加算として 1 日 30 円加算されます。
- ・安全対策体制加算として入所時のみ 20 円加算されます。

・科学的介護推進加算 (I)	1 月	40 円
科学的介護推進加算 (II)	1 月	50 円
・個別機能訓練加算 (II)	1 月	20 円
・経口維持加算	1 月	400 円
・排泄支援加算 (I)	1 月	10 円
排泄支援加算 (II)	1 月	15 円
排泄支援加算 (III)	1 月	20 円
・褥瘡マネジメント加算 (I)	1 月	3 円
褥瘡マネジメント加算 (II)	1 月	13 円

- ・居宅における外泊時、ご契約者が、介護老人福祉施設により提供される在宅サービスを受けた場合は1日560円加算されます。

- ・退所時等相談援助加算（退所後居宅サービス等について相談援助を行った場合）

退所前後訪問相談援助加算	1回限度	460円
--------------	------	------

退所時相談援助加算	1回限度	400円
-----------	------	------

退所前相談援助	1回限度	500円
---------	------	------

- ・看取り介護加算（医師、看護職員、介護職員、本人家族に対して十分な説明、合意をしながら施設において看取りを行った場合）

看取り介護加算（Ⅰ）①	死亡日以前31日以上45日以下	1日	72円
-------------	-----------------	----	-----

看取り介護加算（Ⅰ）②	死亡日以前4日以上30日以下	1日	144円
-------------	----------------	----	------

看取り介護加算（Ⅰ）③	死亡日以前2日又は3日	1日	680円
-------------	-------------	----	------

看取り介護加算（Ⅰ）④	死亡日	1日	1,280円
-------------	-----	----	--------

- ・口腔衛生管理加算（Ⅰ）（歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月2回以上行った場合）1月 90円

口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月	110円
-------------	----	------

【令和6年5月まで】

- ・介護職員処遇改善加算（ア） 6.0%

- ・介護職員等ベースアップ等支援加算（イ） 1.6%

〔（ア）、（イ）基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた額〕の1割を負担していただきます。

【令和6年6月から】

- ・介護職員等処遇改善加算 9.0%

〔基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に加算率を乗じた額〕の1割を負担していただきます。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請をおこなうために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ ご契約者が、6日以内の入院又は、外泊をされた場合にお支払いいただく1日当たりの利用料金は、下記のとおりです。

1. サービス利用料金		2,460 円
2. うち、介護保険から給付される金額		2,214 円
3. 自己負担額 (1 - 2)		246 円

※自己負担の割合が 2 割の方の負担額は 2 倍に、3 割の方の負担額は 3 倍になります。

介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第 4 条、第 5 条参照) 以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

☆ 当施設の居住費・食費の負担額 (ショートステイを含む)

世帯全員が市町村民税非課税の方や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用の居住費・食費の負担が軽減されます。

(1 日あたり)

対象者	区分	居住費		食費	
		多床室	従来個室		
生活保護受給者	利用者負担 段階 1	令和 6 年 7 月まで	0 円	490 円	300 円
本人及び世帯全体が住 民税非で 老齢福祉年金の受給者		令和 6 年 8 月から	0 円	380 円	300 円
本人及び世帯全員が住 民税非課税で、合計所得 金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額が 80 万円以下の方	利用者負担 段階 2	令和 6 年 7 月まで	370 円	490 円	390 円
		令和 6 年 8 月から	470 円	480 円	390 円
本人及び世帯全員が住 民税非課税で、合計所得 金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下 の方	利用者負担 段階 3 ①	令和 6 年 7 月まで	370 円	1,310 円	650 円
		令和 6 年 8 月から	430 円	880 円	650 円
本人及び世帯全員が住 民税非課税で、合計所得 金額 + 課税年金収入額 + 非課税年金収入額が 120 万円超の方	利用者負担 段階 3 ②	令和 6 年 7 月まで	370 円	1,310 円	1,360 円
		令和 6 年 8 月から	430 円	880 円	1,360 円
上記以外の方	利用者負担 段階 4	令和 6 年 7 月まで	855 円	1,171 円	1,445 円
		令和 6 年 8 月から	915 円	1,231 円	1,445 円

介護老人福祉施設と短期入所者生活介護を利用した場合は、()内の金額となります。

別世帯の配偶者の課税状況、預貯金等も判定基準となります。

《サービスの概要と利用料金》

① 特別な食事（酒を含みます。）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

② 理容・美容

[理髪サービス]

2ヶ月に1回、奇数月の第1月曜日、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

利用料金：一回あたり 2,000 円

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

④ 金銭出納管理

金銭管理出納サービス料金：1,000 円

- ・ 日常生活に必要な費用の支払い
- ・ 公租公課の支払い
- ・ 医療の支払い
- ・ 福祉サービスの自己負担金の支払い

※ 金銭出納管理の状況につき記載した金銭出納管理簿を作成すると共に、3ヶ月毎に書面で報告をするものとします。

⑤ 電気代

- ・ テレビ：(1ヶ月) 300 円
- ・ 電気毛布：(1ヶ月) 300 円

(3) 入院中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療期間において診察や入院治療を受けることができます。

① 協力医療機関

医療機関の名称	六ヶ所村地域家庭医療センター
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 986 番地 4
診療科	内科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	六ヶ所村地域家庭医療センター
所在地	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 986 番地 4

6. 守秘義務について

- (1) 事業者及びサービス従事者・従業員は、施設生活介護サービスを提供する上で、知り得た利用者やご家族に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービス提供終了後も継続します。
- (2) 事業者は、利用者の医療上、緊急の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身の状況を提供できるものとします。
- (3) 事業者及びサービス従事者が、施設生活介護サービスを提供する上で、利用者やご家族の個人情報について、サービス担当者会議等において必要最小限の範囲内で使用できるものとします。

7. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するにいたった場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただく事になります。（契約書第13条参照）

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
 - ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
 - ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
 - ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合
 - ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合
- (1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第14条、第15条参照）
契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日までに解約届出書をご提出ください。但し以下の場合には、即時に契約を解約、解除し、施設を退所することができます。
- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② ご契約者が入院された場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
 - ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
 - ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただく場合があります

- ① 締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為をおこなうことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について

- ① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合
6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。
- ② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合
3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。
- ③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合
3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. 残置物引取人（契約書第20条参照）

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第22条参照）

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

9. 苦情の受付について（契約書第22条）

（1）施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます

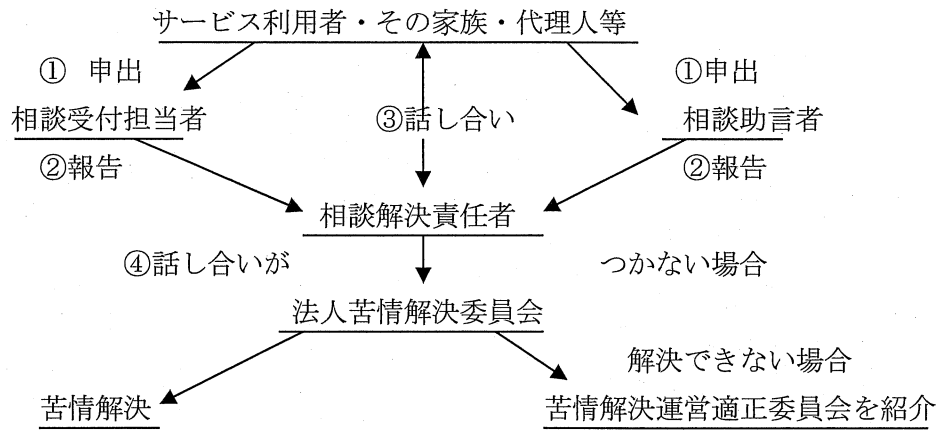
- 苦情受付窓口（担当者）
[指導課長]
- 受け付け時間
毎週 月曜日～金曜日
8：15～17：15
- 苦情解決責任者
[施設長]
- 苦情解決第三者委員
 - 1 外部委員
 - 2 外部委員

（2）行政機関その他苦情受付機関

六ヶ所村介護保険担当課	所在地 六ヶ所村大字尾駸字野附475 電話番号 0175-72-2111
国民健康保険団体連合会	所在地 青森市新町2丁目4-1 電話番号 017-723-1336

利用者の意向が十分に反映された福祉サービス提供のため、また相談や苦情を自由に申し込めることのできる環境を整え、迅速かつ円滑に解決することを目的としています。

《相談及び苦情解決までの流れ》



指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム ぼんてん荘
 説明者 施設長 印
 説明者 介護支援専門員 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。また、個人情報の利用については6の(3)の必要最小限の範囲で利用することに同意致します。

契約者住所
 氏名

印